2　法第八十四条の二第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一　協会の組織に関する次に掲げる情報

イ　目的及び業務の概要

ロ　定款

ハ　組織の概要（役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。）

ニ　役員に対する報酬及び退職金の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職金の支給の基準

ホ　懲戒処分に関する公表の基準

ヘ　働き方改革の推進、女性の職業生活における活躍の推進その他の職場環境の整備改善に関する情報

ト　その他協会の組織に関する基礎的な情報

二　協会の業務に関する次に掲げる情報

イ　収支予算、事業計画、資金計画、中期経営計画（法第七十一条の二第一項に規定する中期経営計画をいう。以下この条において同じ。受信料及び収支の見通しの算定根拠その他の関連する資料を含む。）その他の業務に関する計画

ロ　法第三十九条第四項の報告内容、業務報告書その他の業務に関する報告書の内容

ハ　番組基準（法第五条第一項に規定する番組基準をいう。）及び法第六条第六項各号に掲げる事項

ニ　放送番組に関する世論調査の結果及び研究の成果

ホ　放送技術の研究の成果

ヘ　法第二十条第九項の実施基準（インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の関連する資料を含む。）、同条第十三項の実施計画及び二号業務に関する料金その他の提供条件

ト　法第六十四条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準（関連する資料を含む。）、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受信料に関する情報

チ　法第二十一条第二項及び第二十三条第一項の業務の委託の基準その他の業務の委託に関する定め

リ　協会の契約の方法に関する定め及び調達に係る取引状況

ヌ　経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、インターネット活用業務その他の協会の重要事項に関する学識経験を有する者によつて組織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要その他の資料

ル　法第二十九条第一項第一号ロ及びハに規定する体制の整備についての議決内容及び当該議決に基づく定め並びに当該体制の運用状況

ヲ　法人文書（協会の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、協会の役員又は職員が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。以下この条において同じ。）の管理に関する定めその他の法人文書の管理に関する情報

ワ　情報公開に関する定め及び情報公開に関する運用状況

カ　個人情報の保護に関する定め、個人情報の保護に関する運用状況その他の個人情報、視聴関連情報等の取扱いに関する情報

ヨ　その他協会の業務に関する基礎的な情報